

浜田市生殖補助医療費助成事業のお知らせ

令和6年4月作成

浜田市では、生殖補助医療を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費を助成します。

対象治療

体外受精及び顕微授精の治療費【保険診療の自己負担部分(3割相当)や、保険診療外治療費】

※医療機関及び薬局での支払いが対象となります。(医師の証明書作成にかかる文書料は対象となりません。その他、入院時の食事療養費等一部対象外となる費用もあります。)



対象者(いずれも満たす方)

(1)治療期間初日の妻の年齢が43歳未満

婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方で、浜田市に住所を有する方(いずれか一方でも可)

(2)(1)の者のうち、いずれかが医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、又は被扶養者

※月額医療費が高額になる場合がありますので、**治療前に、必ず限度額適用認定証を作ってください。**

助成対象治療と助成金額・助成回数

実施された1回の治療(①または②または③)に応じ、治療に要した経費について、下記の金額を限度に助成

※健康保険からの高額療養費や付加給付金、県の先進医療費助成金がある場合は、自己負担額から差し引いた金額に助成します。

(1)助成額

診療の種類	助成額
① 保険診療のみ	上限 12万5千円/回
② 保険診療と先進医療の併用(先進医療は県の助成を除く)	
③ 混合診療(自費診療)(先進医療以外を併用した治療)	上限 36万円/回

(2)助成回数 初めて助成を受ける治療期間初日の妻の年齢が、

●40歳未満 → 1子ごと通算6回 ●40歳以上43歳未満 → 1子ごと通算3回

※混合診療について、保険適用分の治療回数を超えたものについては、対象外となります。

申請前に確認すること

※高額療養費、付加給付金について、詳細は裏面をご確認ください。

① 申請する治療費について、**高額療養費や付加給付金の支給があるか、必ず確認**してください。

※高額療養費や付加給付金の支給決定は診療月の3~4か月後なので、治療後すぐには分からない場合があります。

※高額療養費や付加給付金支給の有無については、**保険証に記載されている健康保険に確認**してください。

(健康保険によってはホームページで付加給付制度の詳細や支給、通知方法などを確認できる場合もあります。)

※浜田市国民健康保険に加入している人は、浜田市保険年金課1階6番窓口(TEL:25-9410)へ確認してください。

② **先進医療を併用された方は、最初に、県の助成手続を行ってください。**(手続場所:浜田保健所)

申請方法

※申請は治療1回ごとになります。1回の考え方については裏面参照

所定の様式に治療を受けた医療機関で証明を受け、申請に必要なものを揃えて、下記申請場所まで持参または郵送してください。**申請書類については、裏面をご確認ください**(書類に不備がある場合は、一旦お返しすることがあります。)

申請期限

① 先進医療を併用しない場合:1回の治療が終了した日から**6か月を経過する日の属する月の末日**まで

※高額療養費や付加給付金に該当する可能性がある場合は、治療後4か月を経過してから申請してください。

② 先進医療を併用している場合:**県の先進医療助成事業承認決定通知日の翌月末**まで

支給方法

助成が決定した場合は、交付決定通知書を送付後、申請書に記載された口座に振り込みます。



【申請場所】浜田市子育て世代包括支援センター(野原町)／子ども・子育て支援課(市役所1階11番)／各支所市民福祉課

【問い合わせ先】※郵送の場合、下記へご送付ください。

浜田市子育て世代包括支援センター(〒697-0016 浜田市野原町859-1)

電話(0855)22-1253 / FAX(0855)22-9810 / Email:sukusuku@city.hamada.lg.jp